

県立学校エレベーター保守点検業務仕様書

1 業務の名称

県立学校エレベーター保守点検業務（フジテック製）（以下「本業務」という。）

2 業務の場所、対象施設及び対象設備

(1) 業務の場所及び対象施設

施設名	住所
鳥取盲学校	鳥取市国府町宮下1265
白兎養護学校	鳥取市伏野1550-1
倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231

(2) 対象設備

別紙「エレベーター機器内訳」のとおり

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 一般共通事項

(1) 諸法規等の遵守

本業務に適用される関連法令を遵守すること。

また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに省資源、省エネルギーに配慮すること。

(2) 共通仕様書

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）による。

(3) 業務従事者

本業務のうち、法令、共通仕様書、仕様書等で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行うこと。

(4) 業務責任者

受注者は建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項に定める点検を実施できる資格を有するものを業務責任者として選任し、業務責任者選任通知書（仕様書様式）により発注者に通知すること。

また、業務責任者を変更したときも同様とする。

(5) 業務実施時の留意事項

ア 受注者は本業務の実施に当たっては事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を各学校職員と十分協議の上、各学校の管理運営に支障を生じないようすること。

イ 作業を行う上で、既存部分に汚染又は損傷のおそれのある場合は、適切な方法で養生を行い、作業完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

なお、受注者の責により既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。

また、第三者に損害を与えた場合は、受注者の負担において賠償すること。

(6) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(7) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認

を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（8）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(8) 再委託の禁止

ア 受注者は発注者の承認を受けないで再委託してはならない。

イ 発注者は次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の業務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(9) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(10) 委託料の支払

ア 本業務に係る委託料は月払いとし、各月の請求金額は、契約金額を12で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下「各月請求額」という。）とする。

なお、各月請求額の総合計金額が本業務に係る契約金額に満たない場合は、当該不足額を最初の各月請求額で調整する。

イ 発注者は、5の（6）のア及びイの報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行い、合格と認めたときは、その日から30日以内に当該月に係る各月請求額を支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(11) 支給材料等の提供

ア 発注者は、本業務の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して支給材料を提供し、貸与品を貸与し又は控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努める。

イ 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。

(12) 業務に伴う費用の負担

本業務に使用する電気及び水道料金は各学校が負担するが、これ以外の経費は、全て受注者の負担とする。

(13) 発注者あての書類の送付

本仕様書に基づく発注者あての書類は、鳥取県教育委員会事務局教育環境課に送付すること。

(14) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

5 業務特記事項

(1) 保守契約の種類

対象設備の保守契約はフルメンテナンス契約（以下「FM契約」という。）とする。保守契約の種類の詳細は共通仕様書による。

(2) 保守点検内容

共通仕様書第2編第7章のとおりとし、建築基準法第12条第4項に定める点検を含む。

(3) 保守点検方法

ア 業務従事者を定期的に派遣し、昇降機を適宜調整し、常に安全かつ良好な運転状態に保つこと。

イ 遠隔監視装置を設け24時間監視を行い対処すること。

なお、遠隔監視業務を利用する電話回線の導入費用、月額固定費用及び通信費用は受注者の負担とする。

(4) 修理又は部品の取替え

点検又は緊急の際の対処の結果、修理又は部品の取替えが必要である場合は、学校職員へ速やかに報告すること。

なお、修理又は部品の交換を行う場合に用いる部品は対象設備の製造者が指定又は推奨するものとすること。

また、修理又は部品の取替えが事前に想定されるものについては、学校職員へ事前に報告すること。

学校職員へ報告を行った後に、修理又は部品の取替えを行うこと。

(5) 緊急時の対応

ア 災害、事故、故障等の緊急事態の発生を察知又は学校職員等から要請のあった場合は、察知した又は要請を受けたときからおおむね1時間以内に業務従事者を派遣し対処を行い、その経緯を学校職員に報告すること。

イ 災害、事故、故障等の緊急の際に備え、交換部品等が円滑に調達できる体制を整えておくこと。

(6) 報告書等

ア 点検又は緊急の際の対処完了後には、20日以内に発注者に報告書を、各校長にその写しを提出すること。

なお、報告書の様式は受注者の標準様式とする。

イ 建築基準法第12条第4項に定める点検完了後には、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第283号）に定める検査結果表により遅滞なく発注者に提出し、各校長にその写しを提出すること。

(7) その他

履行期間中又は満了時、点検業務実施者が変更になった場合は、新たな点検業務実施者に対し点検、保守、修繕等の記録等を引き継ぎ、業務に支障のないように努めること。

(仕様書様式)

業務責任者選任通知書

鳥取県知事
様

次のとおり業務責任者を選任したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者 氏名

委託業務の名称	
委託業務の場所	
業務期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業務責任者 氏名	
業務責任者が有する資格	

※業務責任者が有する資格を証明する書類の写しを添付すること。